

飼養衛生管理者研修会

(家きん)

飼養衛生管理基準（家きん）

- ・家畜伝染病予防法第12条の3に規定
- ・家畜の所有者が守るべき家畜の衛生管理の方法・基準
- ・家きんは4体系に分類 全33項目

I 家畜防疫に関する基本的事項

1～14項目

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

15～21項目

III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

22～28項目

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

29～33項目

I 家畜防疫に関する基本的事項

* 小規模：家きん100羽未満かつ商用出荷あり

* 大規模：鶏・うずら10万羽以上

あひる・きじ・エミュー・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥1万羽以上

① 家きんの所有者の責務

- 飼養家きんの伝染性疾病の発生予防、まん延防止に努める責任がある
- 関連法令を遵守し、衛生的な管理を行わなければならない
- **飼養衛生管理者**を選任する（所有者自身でも可）
- 管理者は、現場の衛生状況を確認し、従業員を指導
- 複数の管理区域がある場合、管理区域ごとに管理者を設置する

② 家畜防疫の最新情報の把握及び衛生管理の実践

- 家畜防疫に関する最新の情報を把握する
関係機関からの情報提供（衛生だよりなど）、講習会、ウェブサイト
- 家畜防疫に関する最新の情報を踏まえた農場の衛生管理の見直し、改善

★毎月13日は県内一斉消毒の日です。消毒実施状況の再確認を！

令和8年2月発行 No.7-20（家きん）



彩の国
埼玉県



埼玉県川越家畜保健衛生所
電話：049-225-4141
(夜間、土日祝日は緊急携帯に転送)
FAX：049-226-9653
Eメール：r254141@pref.saitama.lg.jp

家畜衛生だより

「大臣指定地域（家きん）」が公表されました！

令和7年9月、家畜伝染病予防法施行規則改正により、家きんの飼養衛生管理基準に「大臣指定地域」が規定され、令和7年12月25日に全国の該当地域が公表されました。

大臣指定地域とは...？
家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられる地域を農林水産大臣が指定するものです。
地域内の農場には、伝染病発生及びまん延防止のための取組が求められます。

貴農場は大臣指定地域内にあります

下記の実施内容を再確認いただき、対策の検討や準備をお願いします。

大臣指定地域の家きん所有者が遵守すべき取組

- ✔ **消毒等の実施に備えた措置**（飼養衛生管理基準の項10）
家畜伝染病予防法第30条（県による消毒命令）に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、**消毒薬の備蓄や塵埃対策等の準備**をしてください。
 - 最低限1回の家きん舎周辺の消毒（動力噴霧器による消毒薬散布等）に必要な量を確保しましょう。
 - 塵埃対策（不織布フィルターの設置等）によって家きんの健康を害するおそれがある場合は、準備をしなくても不遵守とはなりません。
- ✔ **農場周辺の野鳥の生息状況等を把握**（飼養衛生管理基準の項21）
農場周辺の野鳥の生息状況等を把握し、農場内に野鳥が留まる場所や飛来場所がないかを確認した上で、**野鳥誘引防止策を実施**してください。
また、農場敷地外についても、地域ぐるみで実施するべき**野鳥誘引防止策を検討**してください。

農林水産省HPに「飼養衛生管理基準」と「飼養衛生管理基準の指導の手引き」が掲載されています。
右のQRコードからご確認ください。



（大臣指定地域の考え方・県内の指定地域は裏面へ）

農林水産省

[English](#)
[こどもページ](#)
[サイトマップ](#)
[文字サイズ](#)
[標準](#)
[大きく](#)

[🔍 逆引き事典から探す](#)
[🔍 組織別から探す](#)
[🔍 キーワードから探す](#)

[検索](#)

[会見・報道・広報](#)
[政策情報](#)
[統計情報](#)
[申請・お問い合わせ](#)
[農林水産省について](#)

ホーム > 消費・安全 > 家畜の病気を防ぐために > 鳥インフルエンザに関する情報

鳥インフルエンザに関する情報

（ページ内リンク）

- 1.注目情報
- 2.鳥インフルエンザとは
- 3.国内における鳥インフルエンザについて
- 4.世界における鳥インフルエンザの発生状況
- 5.鳥インフルエンザワクチンの予防的接種の導入に関する検討について
- 6.米国の乳牛における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）について
- 7.関連情報

1.注目情報

[令和7年度 鳥インフルエンザに関する情報について](#)

令和7年12月23日開催 令和7年度鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議
大臣メッセージ(PDF: 108KB) 

⑤ 大規模所有者が講ずる処置

(鶏・うずら 10万羽以上 / あひる・きじ・エミュー・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥 1万羽以上)

- ・ 特定症状発見時は直ちに家保へ通報するよう規定を作成し従業員に周知

従業員 報告内容	【家畜保健衛生所への通報は口頭により行う】	
・ 発見年月日及び時間 ・ 発見場所 ・ 症状の内容 ・ 家畜の種類・性別・年齢	【通報】	川越 家畜保健衛生所 TEL 049-225-4141
発見従業員名 家畜保健衛生所への報告者名		農場所有者又は管理者 報告受理内容 ・ 発見年月日及び時間 ・ 発見場所 ・ 症状の内容 ・ 家畜の種類・性別・年齢
		家畜保健衛生所に通報後に所有者又は管理者の所在を確認して報告

- ・ 原則、家きん舎ごとに飼養衛生管理者を配置

※ 複数家きん舎を同一者が管理する場合、管理する羽数の合計が、鶏・うずらは合計10万羽、あひる・きじ・エミュー・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥は合計1万羽を超えないこと

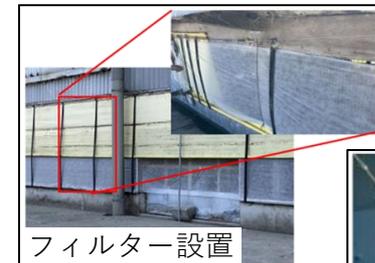
- ・ 特に大規模な農場は以下を実施

※採卵鶏及び肉用鶏20万羽以上

✓ 農場の分割管理導入検討

✓ 監視伝染病発生時の対応計画の作成

✓ 適時に必要に応じて家きん舎の塵埃対策



⑥ 獣医師等の健康管理指導

- ・農場ごとに、**担当の獣医師又は診療施設**を定め、定期的に飼養する家きんの健康管理について指導を受ける

※民間獣医師の確保が困難な地域については、家保の獣医師を担当獣医師とすることも可能

⑦ 家畜伝染病の発生リスクの高まりへの準備

- ・大臣指定地域*の家きん飼養者は、追加で講じる措置について平時から**取組内容を確認し、準備**する

【取組内容】

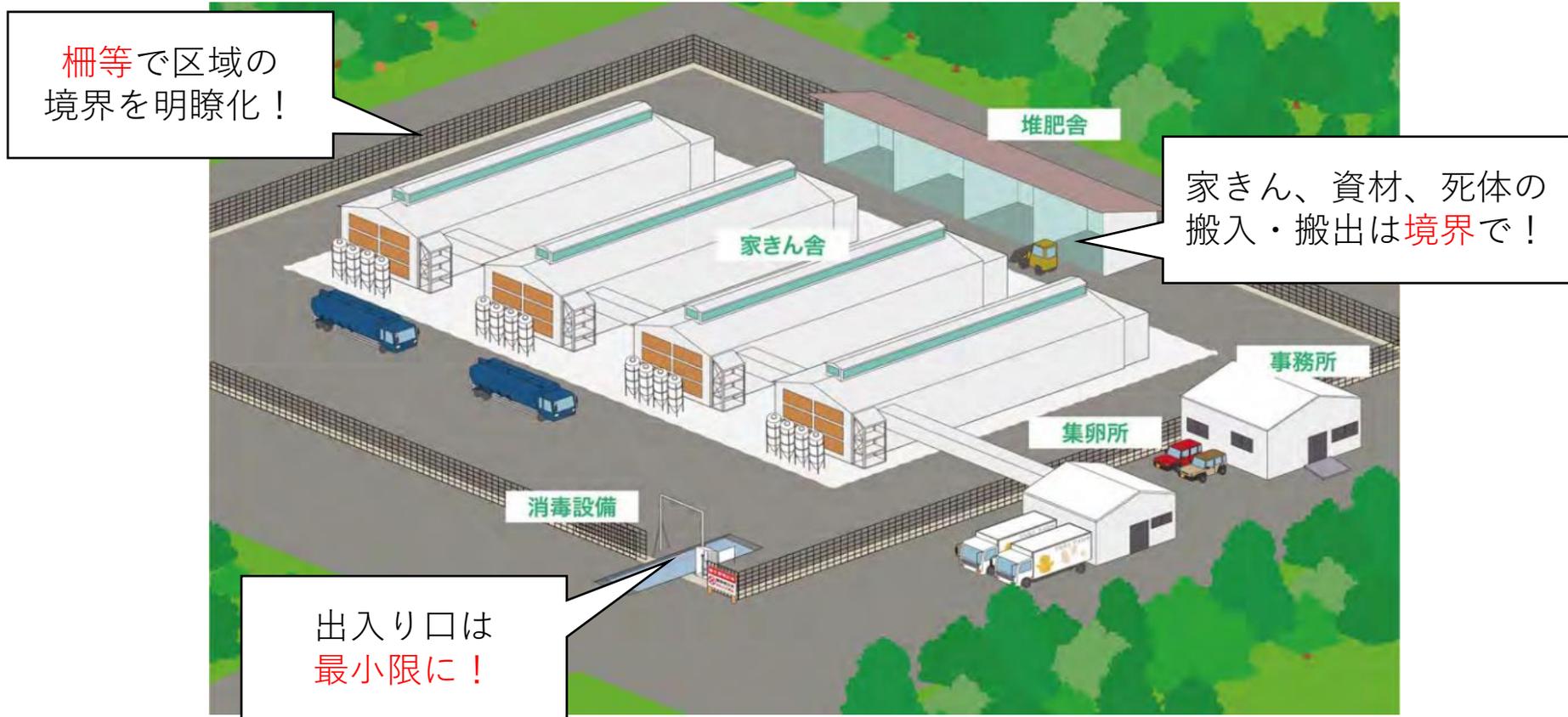
- ✓ 消毒等の実施に備えた措置（飼養衛生管理基準⑩）
- ✓ 農場周辺の状況把握（飼養衛生管理基準⑪）

* 高病原性鳥インフルエンザ等が過去に複数事例発生しているなど、家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるとして農林水産大臣が指定する地域

⑧ 衛生管理区域の設定

衛生管理区域 = 病原体の侵入・まん延防止を重点的に行う区域

- ・ 飼養に関する施設：家きん舎、放牧地、飼料倉庫、堆肥舎など
- ・ 家きんに触れた者が消毒や衣類・靴の交換をせずに行動する範囲を網羅する



⑨ 分割管理を導入する際の措置

- 分割管理に取り組む際は、家保の確認を受け、指導に従う

農場の分割管理に当たっての
対応マニュアル

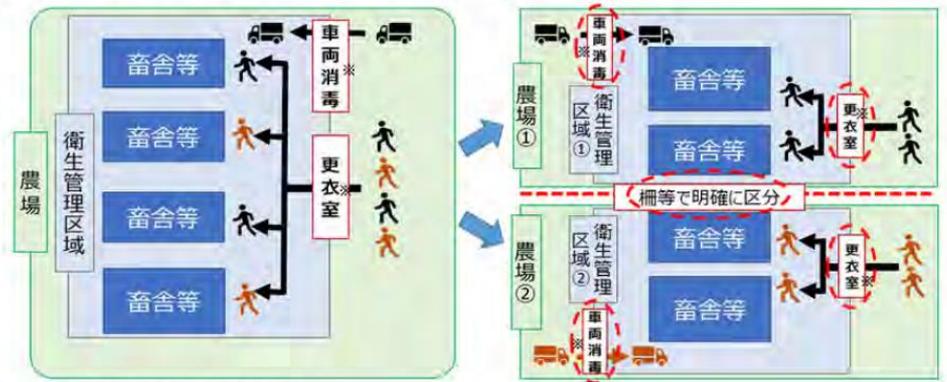
(第2版)

令和6年3月

農林水産省
消費・安全局

衛生管理区域の設定

- 生産規模や飼養管理者の人数、飼養管理の動線などを考慮して衛生管理区域を設定。
- 分割後の農場が隣接する部分は、人・車両等が行き来しないよう、柵等で境界を明確に区分。
- 衛生管理区域への人・車両の出入口は農場ごとに設置し、手指の消毒・衣服の交換や車両消毒といった衛生管理区域への出入りに必要な措置を実施。



※ それぞれの出入口で消毒等を実施

⑩ 消毒等の実施に備えた措置

- ・ 家畜伝染病予防法第30条（県による消毒命令）に基づく消毒方法等を実施する場合に備えた、**消毒薬の備蓄や塵埃対策等の準備**
 - ✓ 最低限1回の家きん舎周辺消毒に必要な量を確保
 - ✓ 塵埃対策により家きんの健康を害するおそれがある場合は、準備をしなくても不遵守とはならない

家きん舎周辺の消毒

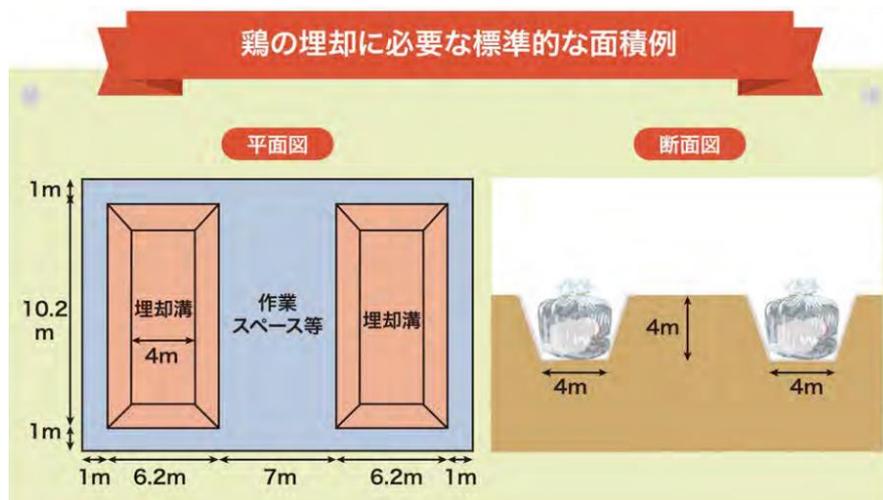


フィルター設置



⑪ 埋却等の準備

- 高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合、患畜及び疑似患畜は殺処分の対象となる
- 病原体の拡散防止のため、家きん所有者は死体を埋却するための**土地又は焼却施設を確保**する
- これらの確保が困難な場合は、焼却施設又は化製処理施設若しくは機械の利用に係る措置について、都道府県知事が求める取組を行う



※100羽あたり、
0.7m²の面積が必要

⑫ 愛玩動物の飼育禁止

- ・ 衛生管理区域内での猫等の愛玩動物の飼育は禁止
 - － 愛玩動物が家きんと共通感染症に感染することによる感染拡大リスク
 - － 家きん舎内外や衛生管理区域内外へ出入りすることによる病原体拡散リスク

⑬ 密飼いの防止

- ・ 家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で飼養しない

【飼養密度の目安】

採卵鶏：0.430～0.555m²/羽、ブロイラー：55～60羽/坪

⑭ 家きんの健康観察

- ・ 家きんを導入する際は、導入元農場等での疾病発生状況や、導入家きんの健康状態を確認する
- ・ 導入後は一定期間隔離飼育し、毎日健康観察する
- ・ 家きんを出荷等で農場外へ移動させる場合は、移動の直前に健康状態を確認する

Ⅱ 衛生管理区域への 病原体の侵入防止

⑮ 衛生管理区域への必要のない者の立入り制限

- 出入口の数を最小限にする
- 出入口付近に立入禁止看板などを設置



H30家畜の飼養衛生管理にかかる
取組事例集より

⑯ 他農場等に立ち入った者の入場時の措置

- 同日に他農場に立ち入った人
- 過去1週間以内に海外から入国した人

入場禁止

※ 家畜防疫員、管理獣医師、飼料運搬業者などがやむを得ず立ち入る場合は、入浴や着替えなどの必要な措置を講じれば立ち入り可能

①⑦ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

- 区域の入口付近に**消毒設備**を設置し、立ち入る者に消毒をさせる
- 専用の手袋を着用させることでも可能



農林水産省HPより

①⑧ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置

- **衛生管理区域専用の衣類と靴**の着用
- 着脱前後で物品が交差しないよう動線を区別する
- 衣服や靴が汚れたら**洗浄及び消毒**する



農林水産省HPより

①9 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

- 区域の入口付近に消毒設備を設置し、**車両を消毒**
→ **動力（蓄圧式）噴霧器、消毒ゲート、消石灰帯**



- 区域内で降車する場合、ハンドル、アクセルパッド、ブレーキパッドを消毒し、シューズカバーを着用



②0 他の畜産関係施設等で使用した物品を持ち込む際の措置

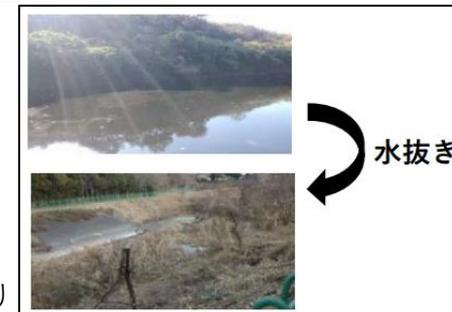
- 他の農場等で使用した物品や過去1か月以内に海外で使用した衣服及び靴は、衛生管理区域内へ持ち込まない
- やむを得ず持ち込む場合は洗淨・消毒する



中央畜産会：飼養衛生管理基準ガイドブックより

②1 農場周辺の状況把握

- 大臣指定地域の農場は、周辺の野鳥生息状況等を把握し、農場内における野鳥誘引対策を実施
- あわせて、地域ぐるみで実施するべき対策を検討する



農林水産省HPより

Ⅲ 衛生管理区域内における 病原体による汚染拡大防止

②② 家きん舎に立ち入る者の手指消毒

- ・ 家きん舎入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に消毒をさせる
- ・ 専用の手袋を着用させることでも可能

②③ 家きん舎ごとの専用の靴の設置

- ・ その家きん舎専用の靴を着用する
- ・ 着脱前後で物品が交差しないように動線を区別する
- ・ 靴が汚れたら洗淨及び消毒する



前室設置事例



スノコ設置事例



ボックスベンチ設置事例

②④ 器具の定期的な清掃・消毒

- 飼養管理に使用する器具は家きん舎持ち込み時の消毒、定期的な清掃・消毒を実施

②⑤ 野生動物侵入防止対策

- 家きん舎、飼料庫、堆肥舎、死体保管場所などに網目2cm以下のネットやその他の設備を設置し、定期的に点検・速やかに修繕

【家きん舎】

- ✓ ネットや金網、屋根や壁に破損がないか

【排せつ物・飼料・資材・死体保管場所】

- ✓ 屋内保管の場合、隙間はないか
- ✓ 屋外保管の場合、ブルーシートや蓋つき容器等を使用



農林水産省HPより

②⑥ 給餌・給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入防止

- ・ 排せつ物等混入で飼料や水が病原体に汚染されるおそれ
 - ✓ 蓋付き容器の使用や飼槽の定期的な清掃実施
 - ✓ 井戸水などの給与時は消毒を実施

②⑦ ねずみ及び害虫の駆除

- ・ ねずみやハエは、病原体を家きん舎内に持ち込むリスクあり
 - ✓ 殺鼠剤・殺虫剤散布、粘着シートの設置等の対策

②⑧ 飼養衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

- ・ 病原体拡散リスクがある野生動物が隠れる場所をなくす
 - ✓ 不要な資材を処分し、整理整頓
 - ✓ 農場内の定期的な除草

IV 衛生管理区域外への 病原体の拡散防止

②⑨ 衛生管理区域退出者の手指消毒等

- ・ 出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に消毒をさせる

③⑩ 衛生管理区域退出車両の消毒

- ・ 出口付近に消毒設備を設置し、退出する車両を消毒
→ 動力（蓄圧式）噴霧器、消毒ゲート、消石灰帯

③⑪ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

- ・ 区域内で使用した物品を外部に持ち出す場合は、**洗浄・消毒**
- ・ 家きんの死体や排せつ物を持ち出す場合は、ブルーシートで覆うなど**漏出を防止**する

③2 特定症状確認時の早期通報並びに出荷・移動停止

- ・ **特定症状**を確認した場合は、直ちに家保へ通報
- ・ 家きん、死体、畜産物、排せつ物の**移動を停止**
- ・ 衛生管理区域内の物品を農場外に持ち出さない

こんな症状を確認したら、速やかに家畜保健衛生所に通報を！

通報及び出荷・移動の停止！

※死体、畜産物、排せつ物、衛生管理区域内の物品等も含まれます

通報!

- ① 同一の家きん舎内において、1日の死亡率が当日から遡って21日間における平均の死亡率の2倍になっている場合
- ② 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している場合
- ③ 5羽以上がまとまって死亡又はまとまってうずくまっている場合



↑ HPAI・LPAIについて



〔農研機構動物衛生研究部門提供〕

高病原性鳥インフルエンザ (HPAI)
低病原性鳥インフルエンザ (LPAI)

③③ 特定症状以外の異状が確認された場合の 出荷・移動停止

特定症状以外の場合でも

死亡率の上昇や異状（発育不良・下痢・奇形卵等）を認める家きんが増加した場合は、直ちに管理獣医師の診療か家保の指導を受ける

監視伝染病が否定されるまで

農場から家きんの出荷・移動を行わない

監視伝染病であることが判明した場合

家保の指導に従う

消毒薬について①

バイオセキュリティにおいて「消毒」は基本であり、
多様な場面で消毒作業が行われています

「うちは消毒を徹底してるから・・・」という過信は
禁物です！

以下について確認してみましょう！

 消毒薬の選択は合っていますか？

① 病原体によっては効かない消毒薬があります

インフルエンザウイルスには効くが、IBDウイルスには効かないなど

② 消毒の対象物によって向き不向きがあります

金属腐食性があるので車両消毒に不向きなど

→次スライドの表を参考に
有効な消毒薬を選択しましょう

		消毒薬の種類							
		逆性石鹼	オルソ剤	ヨウ素系	塩素系	グルタルアルデヒド	過酢酸	アルコール類	消石灰石灰乳
病原体の種類 △○ 効果有 効果弱 × 効果無	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○
	芽胞菌	×	×	△	△	△	△	×	×
	ウイルス(エンベロープ有)	△	△	○	○	○	○	○	○
	ウイルス(エンベロープ無)	×	×	△	○	○	○	×	△
	コクシジウム	×	○	×	×	×	×	×	○ (物理的封込)
消毒対象 △○ 適用 状況・消毒薬種類により不適 × 不適	手指	○	×	○	△	×	×	○	×
	踏込消毒槽	○	○	△	△	○	○	×	○
	車両	○	×	×	△ (腐食性有)	○	×	○ (車内)	○ (タイヤ)
	敷地内	△	×	×	△	○	×	×	○
	畜舎・設備・器具機材	○	○	△ (腐食性有)	△ (腐食性有)	○	△ (腐食性有)	○ (器具機材)	○
	飲水	○	×	△	△	×	×	×	×
	畜体	○	×	○	△	×	×	○ (注射時)	×

一般細菌 --- 大腸菌、サルモネラ属菌など 芽胞菌 --- クロストリジウム属菌など

ウイルス(エンベロープ有) --- インフルエンザウイルス、ニューカッスル病ウイルスなど

ウイルス(エンベロープ無) --- アデノウイルス、鶏貧血ウイルス、IBDウイルスなど

※消毒薬の種類や用途により、休薬期間が発生するおそれがあるため、使用にあたっては販売業者や獣医師に相談しましょう

消毒薬について②

☞ 消毒薬の効果を最大限引き出していますか？

① 異なる消毒薬を混合していませんか？

消毒薬はpHの影響を受けるものが多く、混ぜると効果が低減したり、有毒ガスが発生する場合があります

② 消毒薬は適正に希釈していますか？

消毒薬には用途に応じて適切な希釈倍率が定められています
用法用量どおり希釈できているか、従業員を含めて確認
しましょう

③ 糞尿などの汚れをしっかりと落として消毒していますか？

有機物存在下では消毒効果が激減します

消毒薬について③

 消毒時にさらに注意すること

① 作用時間を長めに！

1分未満では効果が限定的

くぐらせるのではなく、浸漬させましょう

② 冬場は要注意！

5°C以下では効果が下がる消毒薬が多くあります

影響を受けにくい消毒薬の選択や、濃度を高くしましょう

③ 場面に応じて濃度調整！

有機物存在下では消毒効果が激減します

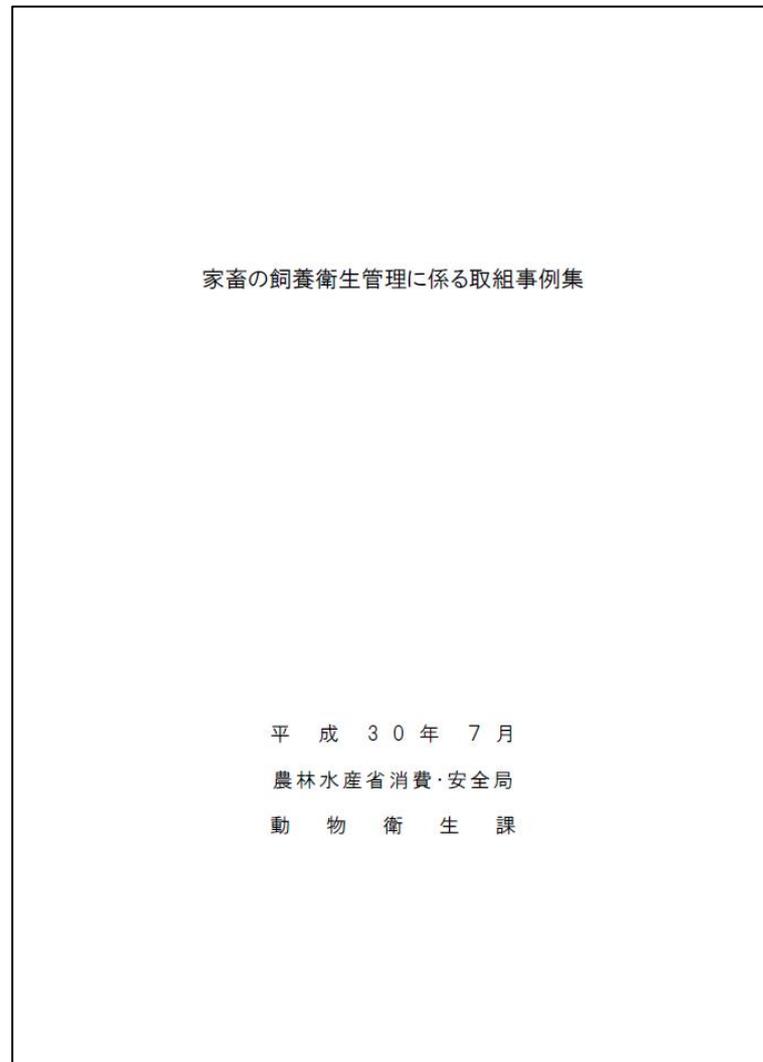
用法用量の中で最大濃度の消毒液を作成しましょう

現場で活用していただきたい刊行物

※農林水産省HPで公開されています



「飼養衛生管理基準ガイドブック 鶏その他家きん編」
飼養衛生管理基準ガイドブック制作委員会



家畜の飼養衛生管理に係る取組事例集
農林水産省 動物衛生課 平成30年7月